

	1. 生活保護受給者・生活困窮者への就労支援について、貴会員団体・事務所に対してどのような取組を行いましたか？(例：周知・広報、研修、調査等)	2. 貴会員団体・事業所において、就労支援に実際に取り組んでいる事例があれば、事業所情報(名称、所在地等)とともに簡潔に教えてください。(1、2事例程度)	3. 今後、貴団体が取り組まれる就労支援の方針について教えてください。
<p>全国社会福祉協議会</p>	<p>○ 生活困窮者自立支援事業は、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等の福祉関係者が地域で連携協働して取り組むことが効果的であり、各構成組織の重点事業に位置付け推進している。就労支援については、これまで福祉関係者による実践が限られていることから、各構成組織を通じて制度の周知・広報を行うとともに、社会福祉協議会や社会福祉法人等による実践を推進するため、取組の方針化や先駆的事例や好事例の紹介等を行っている。 ○ 全国社会福祉協議会においては、平成26年度に生活困窮者自立支援事業従事者研修を厚生労働省より受託し、主任相談支援員、相談支援員の養成を行った。平成27年度も受託し、相談支援員に加えて新たに就労準備支援事業従事者、家計相談支援従事者の養成を行っている。</p>	<p>【事例1】社会福祉法人海望福祉会(富山県魚津市) ○ 生活困窮者や障害者など社会的に支援が必要な人たちに就労や社会参加の場や機会を提供する、ユニバーサル就労の取り組みを平成17年から実施している。 ○ 平成25年度から、生活困窮者の経済的自立、健康回復・維持、生活管理力、日常的自立、社会的つながりの回復・維持などにより社会的自立を図ることを目的とする自立支援プログラム推進事業を開始した。個別に目標設定し、ボランティア活動、就労体験、中間的就労、雇用へと段階を踏んだ就労支援を行っている。平成17年からの取り組みにより、現在、雇用契約11名、ボランティア(実費程度の人を含む)10名となっている。 【事例2】社会福祉法人大津市社会福祉協議会(滋賀県大津市) ○ 平成25年度より生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施し、自立相談支援、家計相談支援、学習支援の各事業に取り組んだ。就労支援については、自立相談支援事業において、現状の把握や就労意欲の確認、就労していくにあたっての悩みや阻害要因などを聞き取り、自己理解への支援を行い、ハローワークなど関係機関と連携しながら就労の実現に向けた支援を行った。平成26年度は就労を希望した37名中26名の就労が実現した。 ○ 平成27年度からは、就労準備支援事業を新たに実施しており、当事者サロン(ふわり)を拠点にしてボランティア活動への参加、生活リズムや日常生活習慣の改善、就労体験プログラムの参加など、就労準備に向けた支援を行っている。</p>	<p>○ 引き続き、本会及び構成団体による取り組みを強化するとともに、研修事業等を通じて就労支援事業の推進を図る。</p>
<p>全国社会福祉法人経営者協議会</p>	<p>○ 会員法人から事例を収集して事例集を発行し、会員法人への周知・啓発を行っている。 ○ 6都府県経営協において、生活困窮者支援等モデル事業を実施し、各県150万円までの事業費を助成し、個々の法人の取り組み支援や県域での生活困窮者支援の促進を図った。 ○ 平成27年度全国大会の分科会において、地域公益活動推進の一事例として、ユニバーサル就労に関する事例発表を行った。</p>	<p>【事例1】千葉県社会福祉法人経営者協議会(千葉県全域) ○ 「デュアル・システム」(県内高校生の就労支援・学費援助システム)を構築し、介護福祉士や保育士としての就労をサポートしている。 ○ 「社会福祉法人に期待される中間的就労の実践にむけて」手引書を作成し、県内での普及に取り組んでいる。 【事例2】中心会(神奈川県海老名市) ○ 法人に「ユニバーサル就労支援事務局」を設け、支援担当者が就労に困難を抱えた「働きたい方」の個別の事情を尊重した、多様な働き方を実現するためのサポートをしている。また、支援担当者は、働きたい個人だけでなく、受け入れ企業・法人側の体制づくり支援も同時に行っている。</p>	<p>○ 社会福祉法人として求められている「地域における公益的な取組」の一環として、各法人が取り組むように引き続き啓発活動を進めていく。 ○ 生活困窮者等の就労先として、積極的に雇用に取り組むよう多様な雇用形態を周知するなど啓発活動を進めていく。</p>
<p>全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会</p>	<p>○ 平成24年10月に策定した「社協・生活支援活動強化方針」では、アクションプランとして、経済的困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施を位置づけ、以降、昨年度までにかけて、全国の社協に対しモデル事業の実施等を働きかけてきた。 ○ また、モデル事業の実施状況調査、セミナーの開催、事例集の作成、広報誌「NORMA社協情報」への関連記事掲載等、事業の積極的な活用に向けた周知・情報提供を図ってきた。 ○ 今年度は、就労準備支援事業を含め、制度施行後の全国の社協における事業受託状況の調査を行い(4月)、その後、事業実施社協を対象としたアンケート調査を実施(9～10月)し事業実施上の課題等を分析するとともに、「社協における生活困窮者自立支援事業の推進」をテーマに掲げた「『社協・生活支援活動強化方針』推進セミナー」(10月21日開催)や都道府県・指定都市社協の生活困窮者自立支援事業の担当者会議、ブロック会議などにおいて取り組み方針を伝え、協議・情報共有等を行っている。 ○ なお、地域福祉推進委員会の事務局を置く全社協 地域福祉部では、国の従事者養成研修を受託実施しており、社協も含め、事業従事者の人材育成を進めている。</p>	<p>【事例1】福島県社協の生活自立サポートセンター会津事務所(支援圏域：15町村)による就労支援 ○ 福島県社協では、福島県の46町村において、県から自立相談支援事業を受託。県北・県中・会津の3つの圏域に拠点となる生活自立サポートセンターを設置し事業を実施している。 ○ 同センターの会津事務所では、就労支援として、採用面接前の企業との事前協議や出口に向けたあらゆる社会資源の活用など、丁寧な相談支援・切れ目のない支援により行っている。対象者が安心して就労できるよう、行政、施設、病院等が連携した支援体制の構築や、地域包括支援センターと連携して親の介護が必要な対象者(いわゆる「5080問題」)への包括的支援など、「寄り添い支援」として展開している。 【事例2】天草市社協(熊本県)の就労準備支援事業や中間的就労支援による取り組み ○ 平成25年度からモデル事業を実施。今年度は市から就労準備支援事業を受託し、ハローワークや関係各機関への同行支援・求人情報提供、模擬面接・履歴書の書き方指導等を行っている。 ○ また、民間事業者の協力を得ながら、障害者や引きこもり者等が働くことができる墓地清掃・管理サービス事業を新たに立ち上げたり、同社協が運営・指定管理する福祉施設で就労(清掃等)の場を提供するなど、対象者の状況に応じて働くことができるよう支援している。</p>	<p>○ 全国で自立相談支援事業の約4割を社協が受託・実施している。 ○ 生活困窮者自立支援事業の担い手のひとつとして、地域福祉推進という役割を果たしつつ、制度の充実に向けて取り組みを強化していきたい。自立支援を進めるうえでは、就労準備支援事業への取り組みや中間的就労の場づくりなど、就労支援の充実が不可欠であるが、社協としては就労支援について未成熟な部分もあるため、地域の社会福祉施設やノウハウを有する関係機関等との連携を深めるなど、就労支援の推進を重点活動のひとつとして取り組んでいきたい。 ○ また、2. の事例1に示したように、町村部など社会資源の限られている地域では、複数の自治体を含む広域での支援圏域をつくり支援が行われている。広域圏域での支援を進めるうえでは、各市町村内だけにとどまらず、複数の行政・関係機関との連携が求められる。そのため、各都道府県・市区町村にある社協のネットワークを活かしながら、広域圏域での就労支援の充実を図っていきたい。</p>

	1. 生活保護受給者・生活困窮者への就労支援について、貴会員団体・事務所に対してどのような取組を行いましたか？（例：周知・広報、研修、調査等）	2. 貴会員団体・事業所において、就労支援に実際に取り組んでいる事例があれば、事業所情報（名称、所在地等）とともに簡潔に教えてください。（1、2事例程度）	3. 今後、貴団体が取り組まれる就労支援の方針について教えてください。
全国社会就労センター協議会	<p>○ 事業計画に位置付け、障害者就労支援施設・事業所としての事業推進に加え、社会福祉法人制度の見直しが進められている状況を踏まえた積極的な取組を促している。</p> <p>○ 本年度の全国大会においては、社会福祉法人制度の見直しへの対応という視点から、生活保護受給者・生活困窮者支援の取組が求められている背景への理解を促すべく、社会保障審議会福祉部会長による講義を設けた。</p>	<p>○ 本会を構成する会員施設・事業所は障害者就労支援施設・事業所であることから、各事業所において、障害者手帳が交付されないもの一般企業等への就職が難しい方の受け入れ（就労機会の提供）を行うケースがある。特定の事業所の事例のみを取り上げることが難しいため、どのような形での受け入れがあるかについて、その代表的なケースについて述べる。</p> <p>○ 就労継続支援A型事業所（一般企業等への就職は難しいが、支援によって雇用契約を締結して働く機会を提供する施設）においては、障害者総合支援法に基づく利用以外で、障害者手帳が交付されないもの一般企業等への就職が難しい方を受け入れている（雇い上げ）ケースがある。</p> <p>○ 生活保護授産施設（生業扶助としての就労機会を提供する施設）においては、生活保護の受給が認められない方を受け入れている（雇い上げ）ケースがある。</p> <p>（※）どちらの施設・事業所においても、その後の本人の状態の変化によって、障害者総合支援法に基づく利用、生活保護受給となるケースがある。</p>	<p>○ 2. で回答した通り、会員施設・事業所が目的を果たすべく事業を進めていく中で、自然と生活保護受給者・生活困窮者支援につながるケースがあることから、そうした支援につながり得るケースに対する感度をもっていたくよう、各種情報提供を進めていきたい。</p> <p>○ 加えて、1. で回答した通り、社会福祉法人の果たすべき役割という点でこうした取組が求められている背景もあることから、自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく事業に対する協力についての働きかけ、この事業に取り組みややすくする環境整備につながる制度改善要望もあわせて進めていきたい。</p>
全国就労移行支援事業所連絡協議会	<p>○ 会員に対して、周知。広報を行った。</p>	-	<p>○ 本会の会員事業所は、障害者の就労移行支援を行っており、今後も障害者を中心として就労移行支援を行う事になると思われる。生活困窮者の中にも一定数の障害者がいると思われ、自立相談支援事業所からの相談も増えてくることが予想される。また、生活困窮者の就労支援に携わる事業所とのノウハウの共有も今後必要となってくる。</p> <p>○ 当会としては、引き続き、制度についての周知広報を行うと共に、今後実施を検討している事業所等とノウハウの共有をしていきたいと考えている。</p>
全国救護施設協議会	<p>○ 平成25年4月に、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針（以下、行動指針）」を策定し、生活保護施設として施設利用者の就労支援はもとより生活困窮者支援のより一層の推進に向けて、平成27年度までに会員施設で取り組む具体的な事業と数値目標を示した。</p> <p>○ そのひとつに、中間的就労の場を提供し、就労支援を通じて経済的自立、社会的孤立防止をめざす取組があり、この取組を推進するにあたり、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針の手引き」を作成し、取組の目的・ねらい、進め方の手順（ポイント及び留意点）を説明するとともに、全国救護施設研究協議大会の分科会や地区救護施設協議会の大会等において、事例発表や意見交換を行った。</p> <p>○ また、全国救護施設協議会 救護施設福祉サービス研修会にて、「行動指針」の趣旨・目的を説明し、救護施設が取り組む生活困窮者支援についての現状と課題について意見交換を行った。さらに、本会の会報誌にて、「行動指針」に掲げる事業の実践レポートを紹介し、取組の理解・促進を図ってきた。</p> <p>○ こうした周知・研修を重ねた結果、会員施設（184施設）の取組状況については、自主的に行っているものも含め、当初（平成25年3月31日）は会員施設の20.1%（37施設）であったが、平成27年8月1日現在では47.3%（87施設）となっている。</p>	<p>【事例1】救護施設 風の郷「厚生園」（千葉県香取市）</p> <p>○ 利用者の就労支援として、初級（第1次）ジョブトレーニング及び中級（第2次）ジョブトレーニングを行っている。平成26年度の初級ジョブトレーニングでは、茶房、ドリームファーム、ランドリーにて計40名、中級ジョブトレーニングでは、自然食工房、天然味噌工房にて計14名が就労に向けたトレーニングを行った。</p> <p>【事例2】救護施設 萬象園（香川県丸亀市）</p> <p>○ 生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業を行い、定員は15名で、日常生活自立支援、社会生活自立支援、就労自立支援に取り組んでいる。萬象園において就労自立支援を実施することで、生活自立支援・社会自立支援から同一の事業所で切れ目のない継続した支援を提供することができている。</p> <p>【事例3】救護施設 千里寮（大阪府吹田市）</p> <p>○ 就労準備支援事業、就労訓練事業に取り組んでいる。豊中市と連携して、30年近くひきこもり生活をされていた者に、コミュニケーションの仕方や体力づくり、体調管理などの就労準備に向けた支援を行うとともに千里寮の農園にて農作業を行い、共有地の清掃作業等の就労訓練事業に取り組んだ結果、非正規雇用の途が開けた事例がある。</p>	<p>○ 本会の「行動指針」達成目標時期は、平成27年度末で終了となるが、中間的就労の場を提供し、就労支援を通じて経済的自立、社会的孤立防止をめざす取組をはじめとするすべての取組の最終状況を把握するとともに、総括を行い、平成28年度以降に取り組む新たな目標を打ち立てることとしている。</p> <p>○ 具体的には、現状より多くの施設で就労訓練事業の認定を受け、積極的に対応していく方針である。</p>

	1. 生活保護受給者・生活困窮者への就労支援について、貴会員団体・事務所に対してどのような取組を行いましたか？（例：周知・広報、研修、調査等）	2. 貴会員団体・事業所において、就労支援に実際に取り組んでいる事例があれば、事業所情報（名称、所在地等）とともに簡潔に教えてください。（1、2事例程度）	3. 今後、貴団体が取り組まれる就労支援の方針について教えてください。
全国老人福祉施設協議会	<p>○ 生活保護受給者・生活困窮者への就労支援について、生活困窮者自立支援法施行の際に法律の内容を会議等にて周知等を実施している。特段、当該事業に関する研修については実施していない。</p> <p>○ 社会福祉法人改革及び生活困窮者自立支援法施行を視野にいれ、平成25年度老健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）において、「社会福祉法人（老人福祉施設）における生活困窮者等への生活支援機能に関する調査研究事業」と題し、各法人で行っている公益的な取組・事業等の集約・分析を行ったところであるが、生活保護受給者・生活困窮者への就労支援に特化した内容とはなっていない。</p> <p>○ これを受け、本会では老施協総研・地域公益活動研究プロジェクトにより、生活困窮者自立支援モデル事業及び県老施協（社福法人）組織による地域公益活動において、就労支援に取り組んだ施設の聞き取り調査等を行ったところである。</p>	<p>【事例】社会福祉法人 慧誠会（北海道）</p> <p>○ Aさん（生活保護受給者 女性 50歳代）は、当法人が運営する障害福祉サービス事業所が事業活動の一環として行っている農作業を通じて、社会的孤立の解消、就労意欲の喚起をはかり、同時に地元商店街の協力を得て、生産された農産物の販売を通して自己肯定感を醸成していった。その後、当法人のデイサービスセンターで作業実習を行った。センター利用者から高評価を得るに至り、また、支援対象者本人の希望もあり、正式にパート職員として採用し現在も継続就労している。</p> <p>○ Bさん夫婦（共に40歳代）はM町からO市に転居されてきた。仕事が決まらず生活保護申請となるが、生活保護決定までの生活資金がなく、当法人のプロジェクト会議メンバーの協力をもらい、食糧支援や小口資金貸付支援を行った。</p>	<p>○ いわゆる“地域公益活動”の内容について多様な観点から集約を行っているところであり、各団体の取組等も参考に、実施可能な就労支援について普及・啓発を図っていききたい。</p> <p>○ 老施協総研調査からは、生活費を補てんする現金収入という側面と、社会性を確保する観点からも「働く」ことの意義は大きく、生活困窮者自立支援制度にある「中間的就労」を「働く場づくり」として施設現場に具体化することを展望している。施設における非専門的で定量的・定型的な業務を分析・切り分けることにより、こうした業務に社会的孤立感の強い低所得者等が従事することは、「ふれあいとなじみの関係」を大切にする社会福祉現場として人間関係の再構築に大きな効果をもたらすことが明らかになっている。</p>
日本生活協同組合連合会	<p>○ 公益財団法人生活協同組合総合研究所に委託し「ユニバーサル就労調査研究会」を設置（2014年1月～2015年3月）。研究会では、さまざまな理由により働きたくても働けない人々に対する就労機会を全国の生協がどのように提供し、運営しているのかについて現状を把握するとともに、現在の困難と今後の課題について可視化をすすめた。</p> <p>○ 生協の個別先進事例については、広報物にて特集を組むなどして全国の生協・組合員へ発信をすすめた。</p> <p>○ 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークに賛助会員として参加。</p>	<p>【事例1】大阪いずみ市民生協（大阪府堺市）</p> <p>○ 2010年より特例子会社の（株）ハートコープいずみ設立、2012年より農業生産法人（株）いずみエコロジーファームの「ハートランド事業部」にて就労継続A型事業に取組み、障がい者の就労支援をすすめてきた。</p> <p>○ 2014年より中間的就労については、大学、和泉市のCSWと連携し就労困難な状況にある人々への支援の検討を開始。2015年5月に大阪府では社会福祉法人以外では初めての「就労訓練事業」実施事業者の認定を受ける。</p> <p>○ 認定後（株）ハートコープいずみでは、堺市と和泉市から、対象者数名の職場見学を受入開始。</p> <p>○ （株）いずみエコロジーファームでは、7月以降、堺市と和泉市から対象者2名を雇用して、ご本人の状態にあわせながら、まず半日勤務からゆっくりと訓練を開始。</p> <p>【事例2】生活クラブ生協（千葉）</p> <p>○ 事業所におけるユニバーサル就労を積極的に推進。2015年11月20日時点で16名が働いている。内訳は有償通勤者3名、最低賃金保障6名、一般就労7名（多くの方は通勤者からステップアップ）。</p> <p>○ 2015年度4月より「くらしと家計の相談室」を開設し、相談と一体となった貸付事業を開始。生協グループの団体と連携しながら、千葉市の受託で自立支援事業や家計相談事業等を行なっている。相談室は、「特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば」と併設し、連携しながら生活困窮者支援をすすめている。</p>	<p>○ 障がい者就労・ユニバーサル就労ともに先進的な取り組み事例について情報収集し、会員生協への紹介をすすめる。</p> <p>○ ユニバーサル就労について理解促進をすすめる（実践セミナーの開催等）。</p>
ソーシャルビジネス・ネットワーク	<p>○ 弊団体が注力してきた東日本大震災の復興支援の取組みの一環として、復興庁「新しい東北」先導モデル事業の位置付けで、岩手県陸前高田市において「ユニバーサル・ワーカーズ・バレー」実証事業を実施した。弊団体のメンバー企業で就労困難者支援で評価の高い社会的企業であるアイエスエフネット・グループと協働して、宮城や滋賀・三重等の先進事例視察を踏まえた被災地における新たな事業モデルの検討や、現状の被災地で課題を抱える施設利用者によるモデル事業所における実証実験等を行った。</p> <p>○ 生活困窮者を含む様々な就労困難者の課題を、ソーシャルビジネスや社会的企業の力で解決できる方策を検討する「働き方委員会」を定期的に開催。公益法人や企業、自治体等での先進事例を基に新しい生き方・働き方のスタイルを探る「みんなで働きたい！ゼミナール」や、事業者・研究者・行政・当事者・家族等の垣根を越えた交流と協働を模索する「働き方メッセ」なども開催。社会的企業として事業を通して課題解決できるソーシャルビジネス・モデルも検討した。</p>	<p>○ 岩手県陸前高田市においては、市長の提唱する「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」を実現すべく、市の第四期・福祉計画とも連動し復興まちづくりにおける具体的な事業計画として「匠の学校～誰にも居場所と出番のあるまちづくり」プロジェクトを推進。地元の福祉事業者と東京等の社会的企業が連携し、意見交換会等を開催して新たな施設や事業の構想や体制を検討中。</p> <p>○ 東京においては、渋谷区で生活困窮者の自立支援に取り組むNPO法人「ピアサポートネットしゅばや」や障害者の自立支援・生活支援に取り組むNPO法人「ぱれっと」、アイエスエフネット・グループ等と協働して、引きこもりやニートなどの若者に居場所を提供して丁寧に伴走しながら幅広く就労の出口へマッチングしていく独自のモデル構築を検討中。区や住民組織とも連携して実証事業も進めていく予定。</p>	<p>○ 都市部を中心に仕事や生活に悩み苦しむ30～50代の層に対して、様々なテーマの新たな社会的な生き方・働き方について体験・参画し学び手に職をつける、社会実験・仕事体験工房「SHIFT lab」事業を全国で展開すべく計画。その取組みの中で、就労困難者支援や生活困窮者支援のテーマでも体験・ワークショップや研修・塾などのプログラムを実施予定で、先行して取り組む社会的企業の事業者とも連携できるコミュニティも形成し、このテーマに関する全国地域の関心層の裾野を広げるとともに、ソーシャルビジネスとして取組める実践的な人材育成や希望を生むソーシャルなワークライフスタイルの醸成も図る。</p>